

和歌山工業高等専門学校学寮宿日直規則

制 定 平成15年2月26日

最近改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 教員による学寮の宿日直については、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（以下「宿日直規則」という。）及び和歌山工業高等専門学校学寮管理運営規則に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(宿日直教員)

第2条 宿日直は、常勤の教員（再雇用教員及び有期雇用教員を除く。）が当たるものとする。

(宿日直の区分)

第3条 宿日直は、次の区分により行う。

区 分	人数	勤務日	勤務時間	備考
宿 直	1	閉寮期間を除く 毎日	午後5時～ 翌日午前8時30分	仮眠時間は 午後11時～ 翌日午前6時
日 直	1	閉寮期間を除く 土曜日、日曜日及び 休日（国民の祝日に関する 法律に規定する休日をい う。）	午前8時30分～ 午後5時	
学寮指導	1	閉寮期間、指定期間等及び 休日（国民の祝日に関する 法律に規定する休日をい う。）を除く月曜日から木 曜日	午後5時15分～ 午後9時15分	

注1) 閉寮期間とは、春季、夏季、冬季、学年末休業期間等で寮生（留学生を除く）が不在となる期間をいう。

注2) 指定期間等とは、期末試験最終日から閉寮日までの期間及び予備日の前日をいう。

2 校長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず宿日直を命ずることができる。

(宿日直の命令及び割当て)

第4条 宿日直は、校長が命ずる。

2 宿日直の割当ては、3ヶ月ごとに寮務主事が定め、校長の決裁を得たうえ、各宿日直教員に通知するものとする。

(職務内容)

第5条 宿日直の内容は、次のとおりとする。

- 一 学寮内の秩序維持に関すること。
- 二 学寮内の巡回による監視に関すること。加えて学寮指導の際には寮室内の監視に関すること。
- 三 学生の発病等、緊急時の対応に関すること。
- 四 火災等非常災害発生の場合の処置に関すること。
- 五 その他校長が必要に応じ定める職務。

(学寮日誌)

第6条 宿日直教員は、学寮日誌を作成のうえ、寮務主事に提出するものとする。

- 2 学寮日誌の取扱いにおいては、秘密を保持しなければならない。

(事務)

第7条 宿日直に係る事務は、学生課が所掌するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。